

第4次河北町ごみ処理基本計画

令和7年3月

山形県河北町

目 次

第1章	計画策定の目的及び位置付け	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
第2章	河北町の概況	4
1	地勢	4
2	人口と世帯数	4
3	人口動態	5
4	産業	5
5	土地利用	7
第3章	ごみ処理の現状と課題	8
1	ごみ処理の現状	8
(1)	ごみ処理の流れ	8
(2)	計画処理区域	9
(3)	収集運搬	9
(4)	中間処理	9
(5)	最終処分	10
2	ごみ排出の現状	10
(1)	収集回数及び収集方法	10
(2)	ごみの排出方法	11
(3)	ごみの排出状況	11
(4)	もやせるごみの組成	14
(5)	減量化とリサイクル	15
3	評価と課題	17
(1)	収集運搬	17
(2)	中間処理	18
(3)	最終処分	18
(4)	排出抑制のための方策	19

第4章	ごみ処理に関する基本計画	20
1	ごみ処理の基本方針	20
(1)	3Rの取組み	20
(2)	ごみの適正処理	20
(3)	循環型社会の構築・形成	20
2	ごみ排出量の予測	21
(1)	人口の予測	21
(2)	ごみ排出量の予測	21
3	ごみ排出抑制のための方策に関する事項	23
(1)	町民・地域の役割	23
(2)	事業者の役割	24
(3)	町の役割	24
4	分別して収集するごみの種類及び分別の区分	26
5	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	27
(1)	収集運搬	27
(2)	中間処理	27
(3)	最終処分	27
(4)	クリーンピア共立で受け入れしないもの	27
6	ごみの処理施設等の整備に関する事項	28
7	その他ごみの処理に関し必要な事項	28
(1)	一般廃棄物処理業の許可	28
(2)	他市町村との協議	29
(3)	散乱ごみ・不法投棄対策	29

第1章 計画策定の目的及び位置付け

1 計画策定の目的

2015年（平成27年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された国際目標である「SDGs」が採択され、国においても、温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しています。町では、令和4年に「ゼロカーボンかほく」宣言を行いました。また、新たに、プラスチック資源循環・食品ロスに関する法律の制定、新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイルの多様化等、廃棄物処理を取り巻く環境は複雑化しており、新たな課題にも対応していく必要があります。地球温暖化を防止するため、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた、さらなる取組みが求められています。

このような状況の下において、大量消費の経済システムやライフスタイルの変化により環境問題やごみ問題が社会問題となり、その反省から、事業所や家庭から排出されるごみの発生抑制やリサイクルなどの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が提唱されてきました。しかし、現在においても二酸化炭素の排出や不法投棄や食品ロス、最終処分場の確保など多様な課題があることから、町民、事業者、町が協力・連携して、私たち一人ひとりが、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を意識し、自主的、積極的に3Rに取り組むことが必要です。

本町では、「第8次河北町総合計画」において、未来につなぐ環境保全を掲げ、令和6年度からの10年間を対象期間とした「第3次雛とべに花の里環境基本計画」では、循環型社会の構築を推進し、廃棄物の排出の少ない社会を目指し施策を展開しているところ です。

この第4次河北町ごみ処理基本計画は、関係法令、山形県及び河北町の関係条例の趣旨に沿って、更に「第8次河北町総合計画」及び「第3次雛とべに花の里環境基本計画」との整合性を図りながら、長期的な視点に立ち河北町における一般廃棄物のごみ処理に関する基本的な方針を定め、これに基づき適正な処理を行うことを目的として策定するものです。

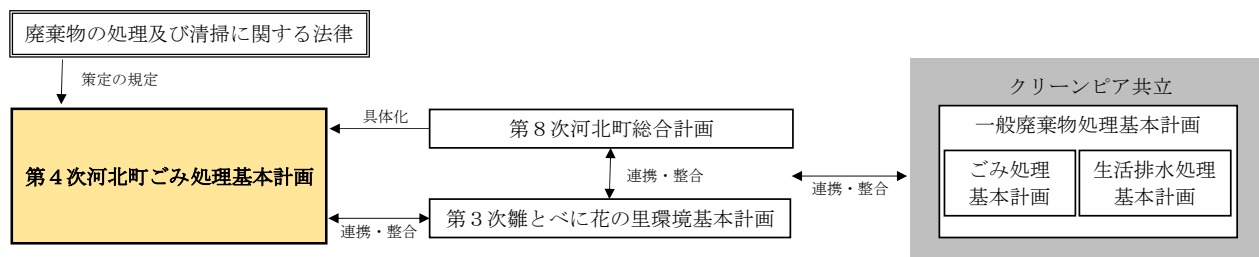
2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、一般廃棄物は市町村が、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。

本計画は、廃棄物処理法第6条(※1)の規定に基づき策定するものであり、計画策定にあたっては、河北町総合計画や環境基本計画を踏まえ、また、一般廃棄物の収集、運搬及び処理の実施主体である東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「クリーンピア共立」という。）の定めるごみ処理基本計画と整合性を図るものとします。

(※1) 廃棄物処理法第6条では、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画策定を義務付けており、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、廃棄物の排出抑制のための方策などに関する項目を定めることとしています。

■図 1-1 計画の位置付け

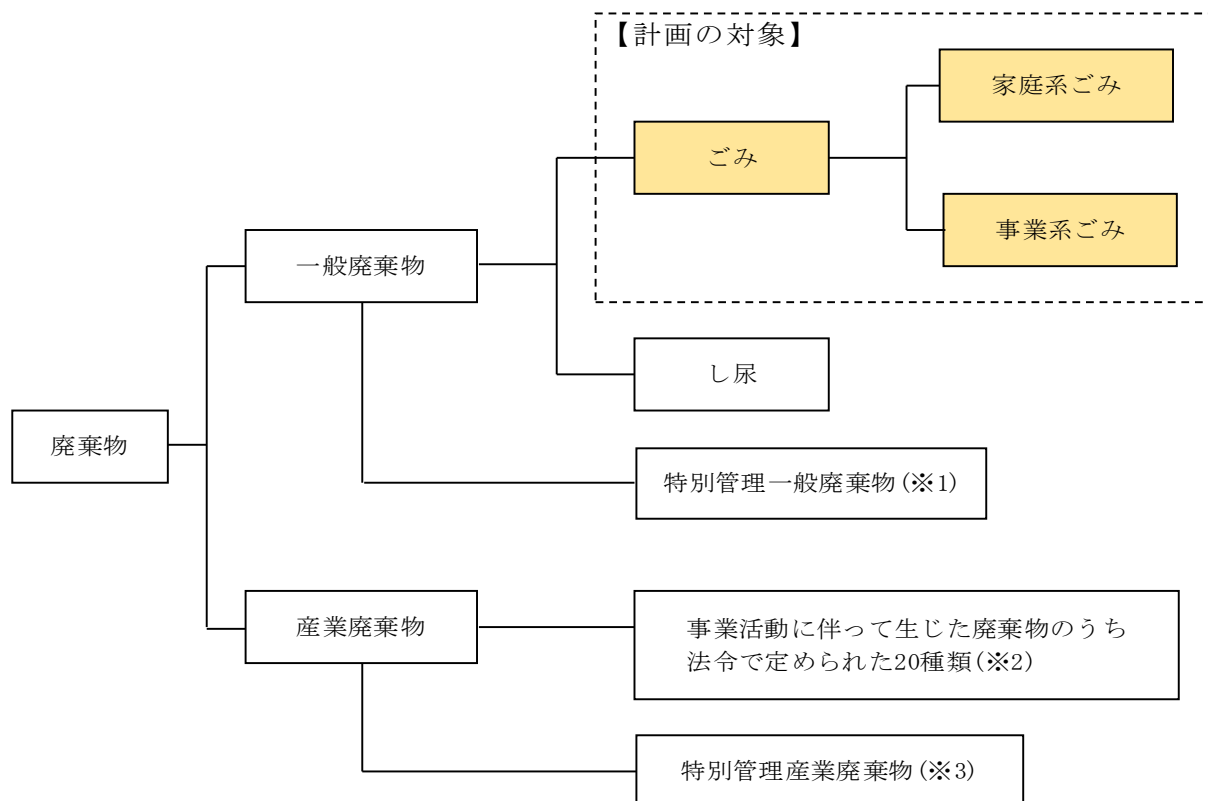


3 計画の対象

廃棄物は、図 1-2 に示すとおり、家庭や事業所から排出される一般廃棄物と、様々な事業活動に伴う産業廃棄物とに分けられます。

計画の対象は、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象にその処理に関する基本的な事項を定めるものです。

■図 1-2 計画の対象



- (※1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- (※2) ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体 ⑳汚泥のコンクリート固形化物など、①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので ①～⑱に該当しないもの
- (※3) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

4 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度、令和16年度を目標年度とする10年間の計画とします。ただし、社会情勢の変化を踏まえ、おおむね5年で改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

・第1次計画（平成9年度～平成18年度）	平成8年度 策定
・第2次計画（平成17年度～平成26年度）	平成16年度 策定 平成23年度 改定
・第3次計画（平成27年度～令和6年度）	平成26年度 策定 令和元年度 改定
・第4次計画（令和7年度～令和16年度）	令和6年度 策定

SDGs（持続可能な開発目標）は、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人々にとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標です。



第2章 河北町の概況

1 地勢

河北町は、山形県のほぼ中央に位置し、万年雪を抱く月山や、雄大な朝日連峰、さらには樹氷で有名な蔵王を遠くに望みながら、山形県の母なる川、最上川と清流寒河江川に囲まれた、風光明媚な環境の中にあります。

地形は、東西に約8km、南北に約11kmのやや菱形を呈した52.45km²の面積を有し、町の面積のうち約70%を平野部が占め、自然条件に恵まれた環境にあります。

その約70%を平野部が占め、自然条件に恵まれた環境にあります。

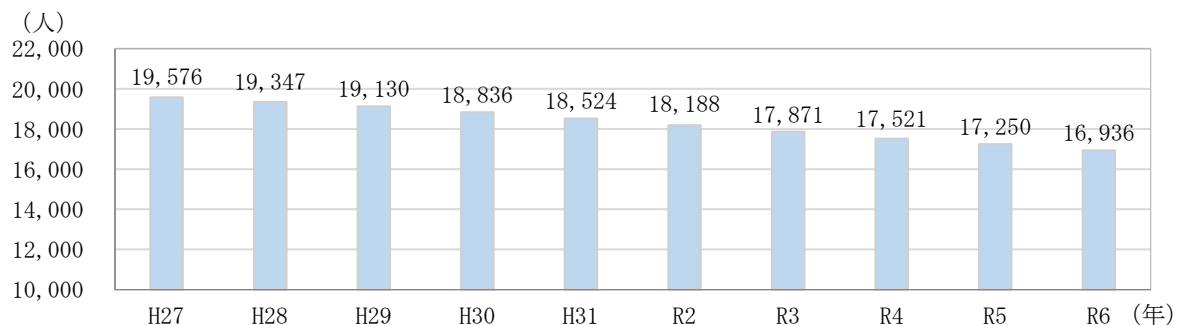
山形盆地の北西部に位置していることから、冬は北西風が雪を降らし、夏は南東の風が吹き込み、寒暖の差がある典型的な内陸型気候となっています。

2 人口と世帯数

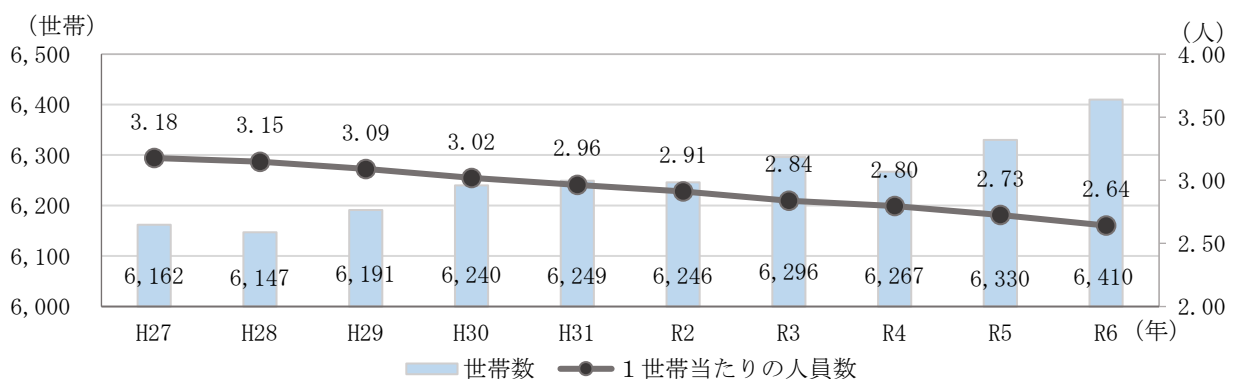
令和6年3月31日現在、河北町の住民基本台帳に基づく人口は16,936人で、県内35市町村のうち15番目、町村では3番目となっています。昭和29年の町村合併時をピークに年々減少しており、昭和55年から60年においては一時増加に転じましたが、それ以降再び減少しております。

世帯数は、平成2年以降増加傾向にあり、6,410世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.64人となっています。

■グラフ 2-1 人口の推移



■グラフ 2-2 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：税務町民課 住民基本台帳関係年報（各年3月31日現在）

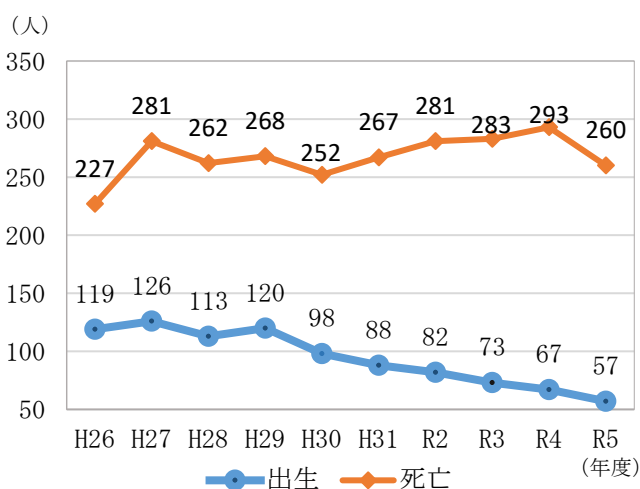
3 人口動態

自然動態の推移を見ると、令和5年度の出生数は57人、死亡数は260人であり、年によって増減はあるものの、近年はいずれも出生数は減少傾向、死亡者数はほぼ一定の傾向です。

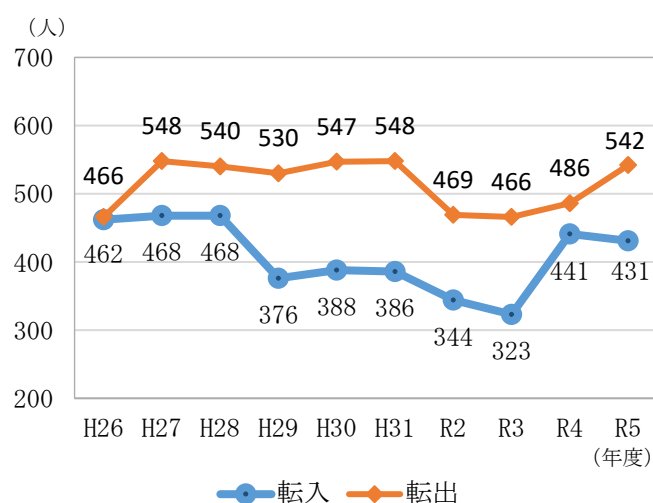
社会動態では、令和5年度は転入者数が431人、転出者数が542人で、平成26年度以降は、転出者数が転入者数を上回っています。

■ グラフ 2-3 人口動態の推移

① 自然動態の推移



② 社会動態の推移



資料：税務町民課 住民基本台帳関係年報（各年3月31日現在）

4 産業

産業別就業者人口は、令和2年は第1次産業965人、第2次産業3,150人、第3次産業4,888人で、それぞれ全体の10.7%、35.0%、54.3%を占めています。

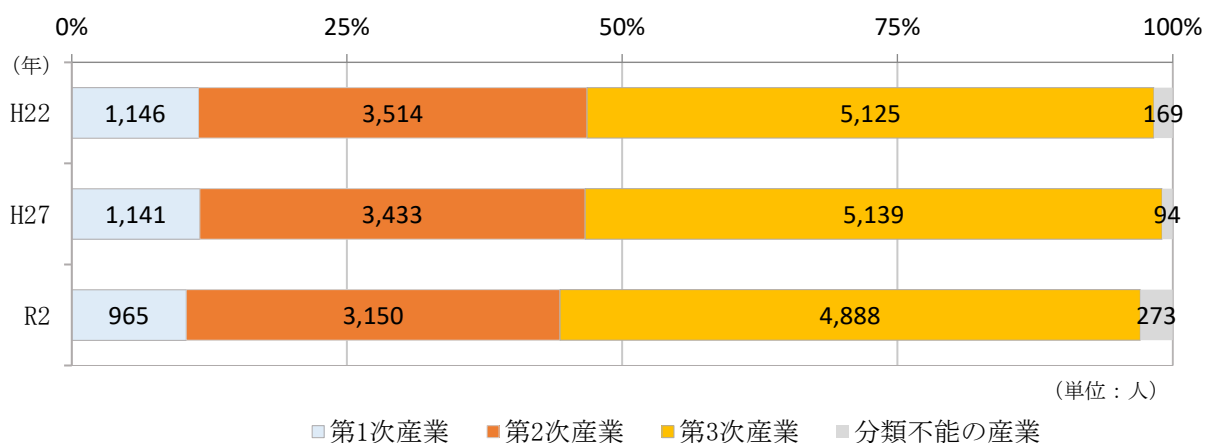
第1次産業では、稲作とさくらんぼを中心とした果樹栽培が盛んです。

第2次産業では、町域を国道287号が横断し、山形自動車道及び東北中央自動車道のIC、山形空港が近い距離にあるなど交通の便に恵まれているため各種工場が操業し、電子部品・デバイス・電子回路製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業が製造品出荷額の多くを占めています。

第3次産業では、産業の高度化や多様化するサービス産業を背景として、就業者数の全体に占める割合は増加傾向が続いています。

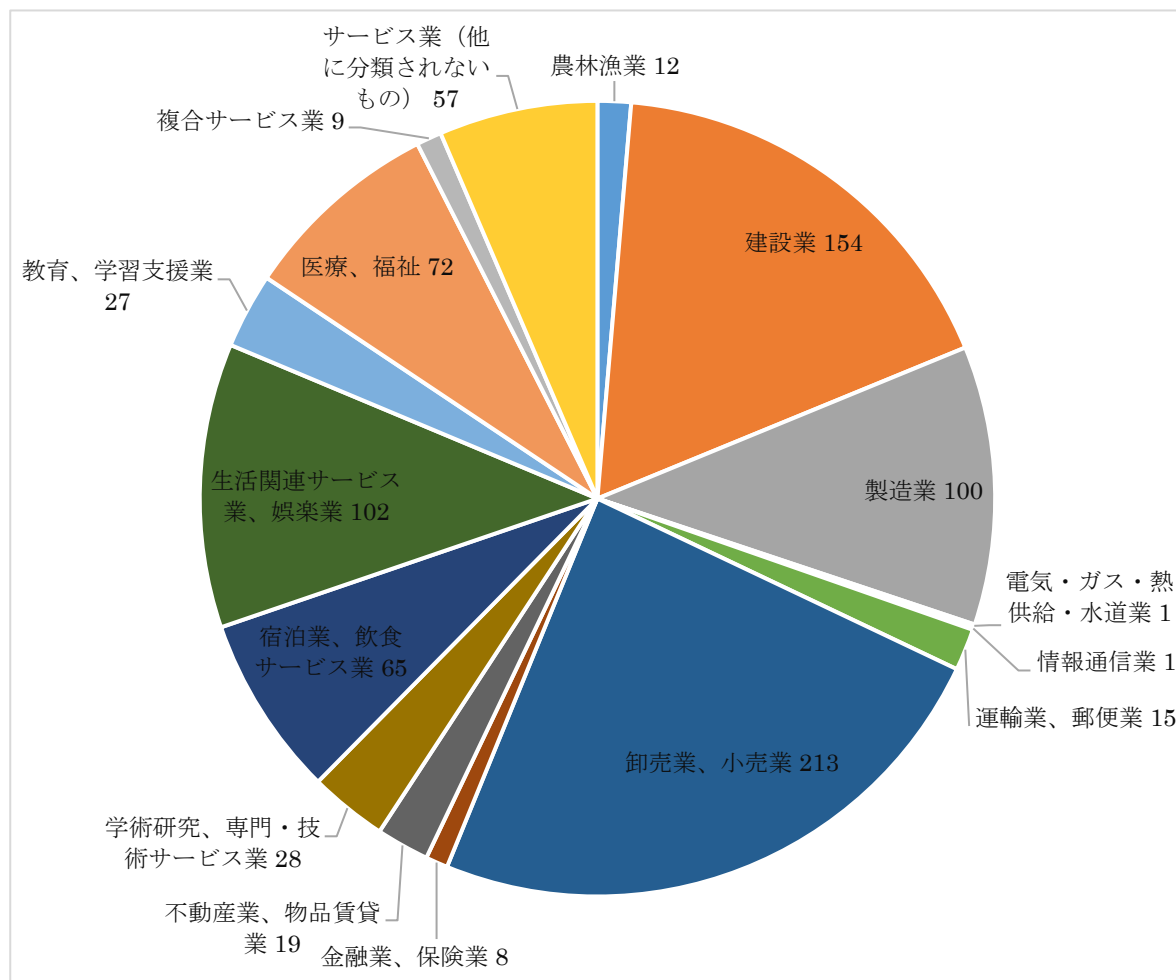
また、令和3年6月1日現在の町内の事業所数は883事業所、従業者数は6,502人で、卸売・小売業の213事業所が最も多く、次いで建設業の154事業所、生活関連サービス業、娯楽業の102事業所となっています。

■ グラフ 2-4 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

■ グラフ 2-5 産業別事業所数



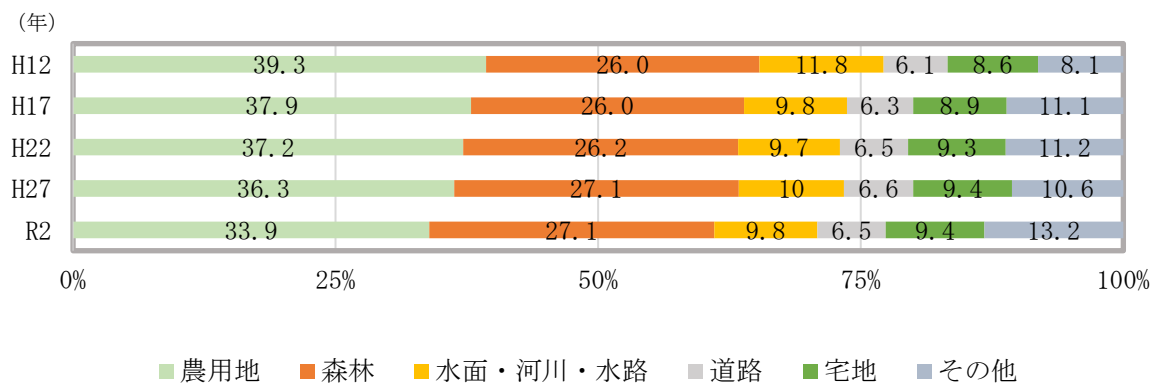
資料：令和 3 年経済センサス活動調査（2021 年（令和 3 年）6 月 1 日現在）

5 土地利用

土地の利用状況は、令和2年は農用地が33.9%、次いで森林の27.1%であり、合わせて町全体の61.0%を占めています。また、宅地は9.4%となっています。

平成12年から令和2年までを見ると、構成比に特に大きな変化はみられません。

■ グラフ 2-6 土地利用の状況

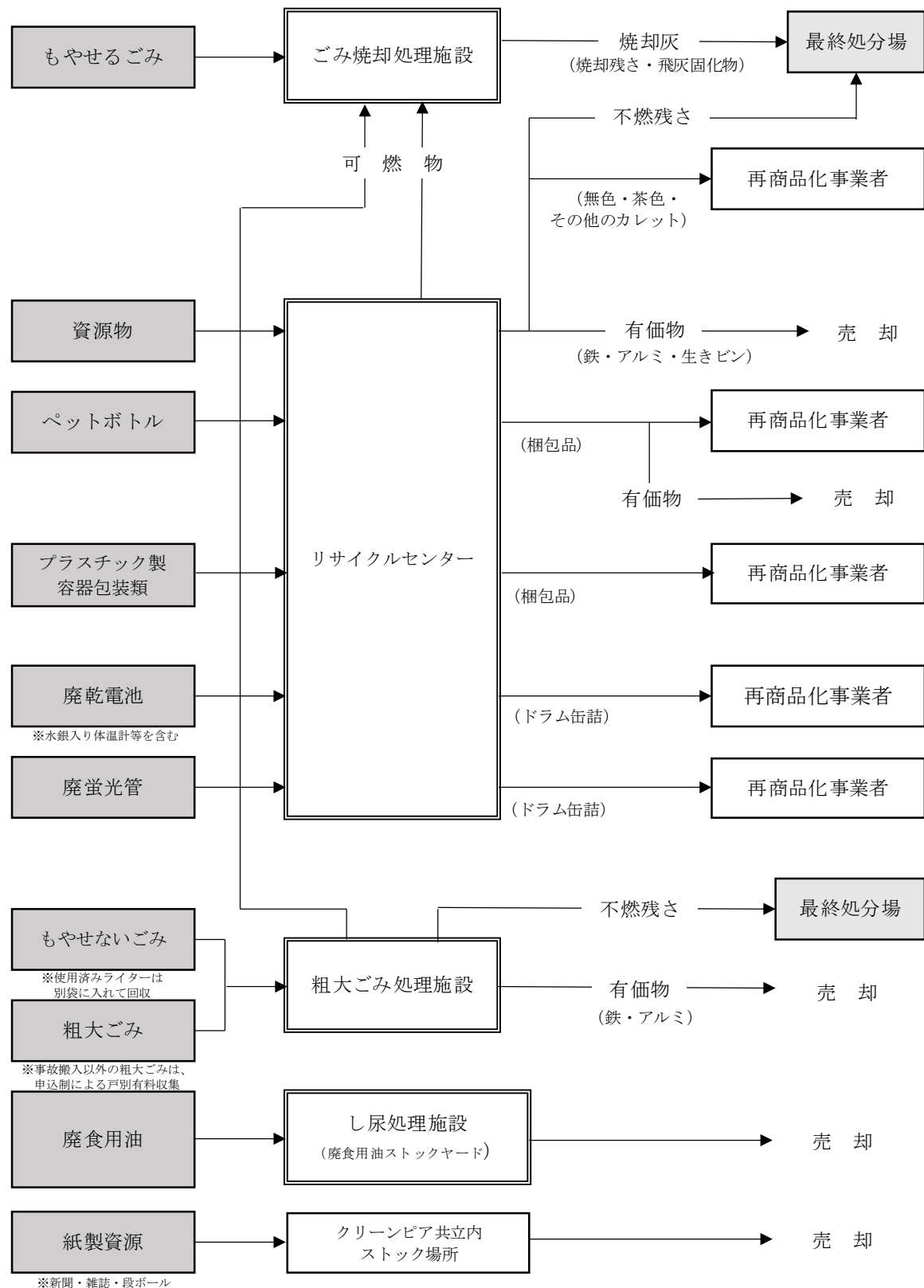


資料：山形県統計年鑑

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ



(2) 計画処理区域

本町のごみ処理は、町行政区域全域を計画処理区域としており、東根市、村山市、天童市及び河北町で昭和 35 年に設立したクリーンピア共立において、収集運搬、中間処理及び最終処分を行っています。

■表 3-1 計画処理区域面積及び処理区域人口

計画処理区域面積 (町行政区域全域)	処理区域人口 (住民基本台帳に基づく人口)
52.45 km ²	16,936 人

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(3) 収集運搬

家庭系ごみの収集方法は町内全域で収集所指定（ステーション）方式としており、各町内会の収集所に搬出されたごみをクリーンピア共立の委託業者が収集運搬しています。

一方、会社や事業所等から排出される事業系一般廃棄物は、事業者がクリーンピア共立へ直接搬入もしくは、町が許可した業者に依頼して収集運搬を行っています。

(4) 中間処理

もやせるごみは、ごみ焼却処理施設で焼却処理します。

資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、リサイクルセンターで不適物などを取り除いた後、売却または再商品化事業者引き渡されます。

もやせないごみ及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎し、有価物、可燃物、不燃物に分け、有価物は売却されます。

廃蛍光管はリサイクルセンターで破碎処理、廃乾電池はリサイクルセンターで保管し、いずれも処理処分事業者へ引き渡し、処理を委託します。

そのほか、廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされます。現在のクリーンピア共立の各処理施設の詳細については次のとおりです。

ア ごみ焼却処理施設

処理方式 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）

処理能力 195t／24h（65t／24h×3 炉）

竣 工 平成 7 年 2 月

イ 粗大ごみ処理施設

処理方式 衝撃せん断併用回転式破碎機

処理能力 20t／5h

竣 工 平成 7 年 2 月

ウ リサイクルセンター

処理方式 破袋・機械選別・手選別・圧縮・梱包

処理能力 28t／5h

竣 工 平成 22 年 3 月

(5) 最終処分

中間処理された後の不燃物や焼却残さは、クリーンピア共立の下釜最終処分場にて埋立処理されます。

下釜最終処分場	敷地面積	66,700 m ²
	埋立面積	44,300 m ²
	埋立容量	195,200 m ³
	埋立残容量	54,423 m ³ (令和 6 年 3 月末現在)
	竣 工	平成 12 年 3 月

2 ごみ排出の現状

(1) 収集回数及び収集方法

家庭系ごみの収集回数及び収集方法については表 3-2 のとおりです。定曜日収集となっており、指定された日の朝 8 時までに各区のごみ収集所に搬出することとしています。

家庭系ごみのうち粗大ごみについてのみ指定日ごとの戸別収集となっており、電話又は河北町公式 LINE での申込みにより受付しています。

■表 3-2 家庭系ごみの収集回数及び収集方法

分 別 区 分	収 集 回 数		収集方法	収集所数
もやせるごみ	週 2 回	定曜日収集	ステーション方式	198 箇所
廃食用油				195 箇所
資源物	月 2 回			
ペットボトル	月 1 回 (7・8・9 月は月 2 回)			
プラスチック製容器包装類	月 2 回			
もやせないごみ	月 1 回			
廃蛍光管	月 5 回			
廃乾電池・水銀入り体温計	月 1 回			
粗大ごみ	月 2 回	指定日収集	戸別収集	

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

(2) ごみの排出方法

家庭系ごみの排出形態は表 3-3 に示すとおりです。ごみを多く出す人と出さない人の負担の公平化を図るため、平成 7 年 7 月にごみ処理の有料化が導入されています。

なお、クリーンピア共立に直接ごみを搬入する場合は、10kg あたり 180 円で受け入れています。また、クリーンピア共立では犬猫などのペット死体を処理するペット専用焼却炉を設置しており、1 体当たり 2,000 円で受け入れています。

■表 3-3 家庭系ごみの排出形態

① 指定袋で排出するもの

分別区分	種類	規格				価格
		容量(ℓ)	図柄の色	材質	厚さ	
もやせるごみ	大	35	赤	ポリエチレン製 半透明 (乳白色)	0.03 mm	50 円/枚
	小	25				40 円/枚
	最小	15				30 円/枚
資源物	大	45	青	ポリエチレン製 無色透明	0.035 mm	50 円/枚
ペットボトル	小	30				40 円/枚
プラスチック製 容器包装類	大	50	橙			50 円/枚
	小	35				40 円/枚
もやせないごみ	大	45	緑			50 円/枚
	小	30				40 円/枚

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

② 指定袋以外で排出するもの

分別区分	排出形態	収集日
廃食用油	食用油が入っていた容器または ペットボトルに入れる	もやせるごみの収集日
廃蛍光管	購入時の箱に入れるか新聞紙に 包む	資源物・ペットボトル・プラスチック製容器包装類の収集日
廃乾電池・水銀入り体温計	透明な袋に入れる	もやせないごみの収集日
使用済みライター	透明な袋に入れる	もやせないごみの収集日
粗大ごみ	証紙貼付 (300～3,000 円/個)	月 2 回の指定日

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(3) ごみの排出状況

本町におけるごみ排出量（自己処理を除く）の実績の推移は次のとおりです。

ア ごみの総体的排出状況

ごみの総体的な排出量においては、平成 15 年度をピークに減少傾向が続いています。令和 2 年度は、豪雨災害の影響で災害廃棄物を含むため、前年度を大幅に上回りましたが、令和 3 年度以降は減少しています。人口減少の影響もあり、平成 26 年度と令和 5 年度とで比較すると総排出量が 10.3%減少していますが、1 人 1 日あたりの排出量は増加しています。

■表 3-4 ごみ総排出量の推移

(単位：t)

項目 年次	クリーンピア共立 委託業者搬入 (家庭系ごみ)	収集運搬 許可業者搬入 (主に事業系ごみ)	自己搬入	総排出量	前年対比 (%)	1人1日あたり排出量 (ごみ原単位) (g/人・日)
H26 年度	3,514.11	1,272.41	728.12	5,514.64	98.4	772
H27 年度	3,447.91	1,269.28	759.09	5,476.28	99.3	773
H28 年度	3,524.94	1,223.59	722.51	5,471.04	99.9	784
H29 年度	3,448.94	1,205.03	751.15	5,405.12	98.8	786
H30 年度	3,387.25	1,217.41	765.87	5,370.53	99.4	794
R 元年度	3,368.70	1,156.19	817.44	5,342.33	99.5	803
R2 年度	3,334.02	1,096.37	1,255.88	5,686.27	106.4	872
R3 年度	3,266.56	1,113.56	945.35	5,325.47	93.7	833
R4 年度	3,238.58	1,115.52	859.02	5,213.12	97.9	828
R5 年度	3,018.21	1,121.73	808.47	4,948.41	94.9	798

イ クリーンピア共立委託業者の搬入状況（家庭系ごみ）

ごみ収集所からクリーンピア共立委託業者により収集運搬された家庭系ごみの量は、平成 28 年度に前年度をわずかに上回りましたが、平成 27 年度から令和 5 年度までの対前年比が平均で 1.7%の減で、全体としては減少傾向にあります。

■表 3-5 クリーンピア共立委託業者搬入状況の推移

(単位：t)

項目 年次	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大 ごみ	合計	前年対比 (%)
H26 年度	3,080.14	206.31	41.96	75.11	108.74	1.85	3,514.11	99.9
H27 年度	3,000.61	207.32	41.85	76.81	119.21	2.11	3,447.91	98.1
H28 年度	3,081.35	204.99	42.23	75.56	117.31	3.50	3,524.94	102.2
H29 年度	3,044.84	187.39	35.70	73.31	104.72	2.98	3,448.94	97.8
H30 年度	2,971.01	192.19	32.69	75.48	111.96	3.92	3,387.25	98.2
R 元年度	2,975.01	176.77	30.53	73.48	108.95	3.96	3,368.70	99.5
R2 年度	2,925.51	178.12	29.16	77.02	121.34	2.87	3,334.02	99.0
R3 年度	2,863.38	175.69	28.08	78.71	114.59	6.11	3,266.56	98.0
R4 年度	2,845.57	170.80	27.09	77.96	113.77	3.39	3,238.58	99.1
R5 年度	2,640.93	166.00	27.67	75.62	103.26	4.73	3,018.21	93.2

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の搬入状況（主に事業系ごみ）

一般廃棄物収集運搬業許可業者がクリーンピア共立に搬入したごみ（事業所から排出されたごみ及び引越しなどにより家庭から多量に排出されるごみで一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼されたごみ）の量は、平成26年度から令和2年度にかけては減少傾向にありますが、令和3年度以降は増加しています。事業系ごみの総量の内訳は、もやせるごみの割合が高く全体の9割以上を占めています。

■表 3-6 一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入状況の推移

（単位：t）

項目 年次	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大ごみ	合計	前年対比 (%)
H26 年度	1,251.29	13.88	0.00	0.00	4.42	2.82	1,272.41	96.1
H27 年度	1,241.71	15.09	0.00	0.00	8.53	3.95	1,269.28	99.8
H28 年度	1,202.60	11.38	0.00	0.00	7.61	2.00	1,223.59	96.4
H29 年度	1,184.39	8.32	0.00	0.00	8.87	3.45	1,205.03	98.5
H30 年度	1,191.18	7.07	0.01	0.00	12.86	6.29	1,217.41	101.0
R 元年度	1,137.61	3.33	0.00	0.00	12.94	2.31	1,156.19	95.0
R2 年度	1,078.68	2.40	0.00	0.00	13.53	1.76	1,096.37	94.8
R3 年度	1,095.20	2.62	0.00	0.00	10.81	4.93	1,113.56	101.6
R4 年度	1,098.74	4.01	0.00	0.00	10.99	1.78	1,115.52	100.2
R5 年度	1,099.32	4.61	0.00	0.00	15.75	2.05	1,121.73	100.6

エ 自己搬入の状況

家庭や事業所からクリーンピア共立へ直接搬入されるごみの量は、令和2年度に豪雨災害の影響により災害廃棄物を含むため大幅に増加しましたが、それ以外は年度によってばらつきが見られます。

■表 3-7 自己搬入状況の推移

（単位：t）

項目 年次	もやせる ごみ	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ごみ	粗大ごみ	合計	前年対比 (%)
H26 年度	626.11	7.82	1.34	1.07	68.40	23.38	728.12	95.4
H27 年度	639.97	7.31	1.16	1.17	76.09	33.39	759.09	104.3
H28 年度	623.55	8.35	0.94	0.82	57.50	31.35	722.51	95.2
H29 年度	646.72	8.19	0.74	0.69	63.52	31.29	751.15	104.0
H30 年度	648.10	6.87	0.83	0.54	74.25	35.28	765.87	102.0
R 元年度	686.03	6.59	0.56	0.60	83.67	39.99	817.44	106.7
R2 年度	1,031.62	6.77	0.66	0.70	170.37	45.76	1,255.88	153.6
R3 年度	797.61	6.64	0.79	0.79	98.61	40.91	945.35	75.3
R4 年度	706.15	6.07	0.75	0.82	97.03	48.20	859.02	90.9
R5 年度	677.81	6.40	0.49	0.70	81.52	41.55	808.47	94.1

(4) もやせるごみの組成

もやせるごみの組成の推移は、表 3-8 及び表 3-9 の示すとおりです。令和 4 年度、5 年度においては紙類の占める割合が 5 割程度を占めています。また、組成分析では水分が 4 ～ 5 割程度となっています。

■表 3-8 もやせるごみの組成割合の推移

(単位：％)

項目 年次	紙 類	繊維類	木・竹・ わら類	ビニール・ プラスチック類 皮革・ゴム類	厨芥類	不燃物類 ・その他	合計
H26 年度	41.7	3.1	3.6	21.2	26.4	4.0	100.0
H27 年度	43.7	8.1	4.1	24.5	18.1	1.5	100.0
H28 年度	39.4	7.3	1.9	31.6	14.9	4.9	100.0
H29 年度	46.4	5.3	1.9	27.1	11.5	7.8	100.0
H30 年度	46.2	6.2	1.0	33.4	11.1	2.1	100.0
R 元年度	45.9	7.8	2.1	32.0	10.3	1.9	100.0
R2 年度	42.1	2.9	1.3	36.0	16.2	1.5	100.0
R3 年度	34.7	3.9	1.5	35.5	13.6	10.8	100.0
R4 年度	52.1	2.8	2.0	23.3	17.4	2.4	100.0
R5 年度	47.5	6.0	2.3	15.4	13.3	15.5	100.0

■表 3-9 もやせるごみの組成分析の推移

(単位：％)

項目 年次	水分	可燃分	灰分	合計
H26 年度	55.4	39.6	5.0	100.0
H27 年度	50.1	45.1	4.8	100.0
H28 年度	45.3	48.9	5.8	100.0
H29 年度	50.4	44.0	5.6	100.0
H30 年度	45.9	49.2	4.9	100.0
R 元年度	45.9	49.0	5.1	100.0
R2 年度	51.2	44.0	4.8	100.0
R3 年度	44.3	47.7	8.0	100.0
R4 年度	55.5	39.6	4.9	100.0
R5 年度	52.1	42.3	5.6	100.0

(5) 減量化とリサイクル

ア 集団資源回収

ごみの減量及び再資源化を推進するため、町では、平成 11 年 4 月に資源回収報奨金制度を創設し、子ども会、小学校 P T A 及び町内会などにより実施される集団資源回収を支援しています。

■表 3-10 集団資源回収量の実績の推移

(単位 : kg)

項目 年次	紙 類				布 類	金属類	ビン類		合計
	新聞	雑誌	段ボール	その他			(本)	(kg)	
H26 年度	268,690	77,295	79,308	277	14,005	1,230	45,574	31,902	472,707
H27 年度	259,120	69,845	73,150	285	13,695	1,428	44,734	31,314	448,837
H28 年度	240,895	62,515	70,380	298	11,621	1,256	41,781	29,247	416,212
H29 年度	216,840	54,695	66,410	230	12,060	939	37,204	26,043	377,217
H30 年度	202,850	47,505	63,750	502	11,049	788	35,243	24,670	351,114
R 元年度	182,220	43,695	59,966	642	8,015	1,178	28,726	20,108	315,824
R2 年度	87,310	20,510	29,890	473	3,267	814	12,570	8,799	151,063
R3 年度	80,645	17,055	26,050	302	959	616	7,897	5,528	131,155
R4 年度	98,870	22,247	33,010	228	1,361	577	11,751	8,226	164,519
R5 年度	104,255	23,530	39,515	421	810	829	11,326	7,928	177,288

■表 3-11 資源回収報奨金の実績の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
実施延 団体数	97	100	96	95	96	98	60	60	63	73
資源回収 報奨金 (千円)	1,104	1,063	997	922	878	904	542	452	474	528

イ 生ごみ処理機購入設置

町では、平成 16 年 4 月から、生ごみ発酵剤を使用して生ごみを堆肥化する生ごみ密閉式処理容器に対して購入設置補助を行っています。

令和 4 年度から、生ごみ密閉式処理容器に加え、コンポストと電気式生ごみ処理機の補助を行っています。

過去には、平成 3 年度から平成 9 年度まではコンポスト 1,882 基、平成 13 年度から平成 19 年度までは電気式生ごみ処理機 128 台への購入設置補助の実績があります。

■表 3-12 生ごみ処理機購入設置補助件数の推移

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
補助件数 (件)	2	0	0	4	1	0	5	5	7	9

ウ 河北町衛生組合協議会での取組み

河北町衛生組合協議会では、ごみの現状や分別などについて研修会を開催しているほか、北谷地支部においては、北谷地小学校児童と協働して、地域の美化活動を行っています。

エ 雑がみ回収

集団資源回収において収集が進んでいない紙類（雑がみ）について、ごみの減量及び再資源化の推進のため、町では「ごみダイエット」として、平成20年9月からどんがホールにおいて拠点回収を開始しました。平成23年度からは西里農村環境改善センター、溝延研修センター、北谷地構造改善センターにおいても回収を実施するなど、回収の場所及び回数の拡充を図ってきました。近年は、スーパーマーケットなどでの店頭回収もあり、町の雑がみ回収の量は減少傾向です。

■表 3-13 雑がみ回収実績の推移

(単位：kg)

項目 年次	紙 類						金 属 類		
	雑がみ	新 聞	紙パック	雑 誌	段ボール	計	アルミ缶	スチール缶	計
H26 年度	16,230	5,300	210	4,690	4,000	30,430	73	51	124
H27 年度	17,830	7,580	250	5,840	5,280	36,780	89	71	160
H28 年度	17,940	8,140	220	6,440	5,890	38,630	167	154	321
H29 年度	13,960	5,050	240	3,880	3,830	26,960	125	68	193
H30 年度	10,020	3,750	160	2,290	2,710	18,930	217	70	287
R 元年度	6,760	3,080	76	1,700	1,770	13,386	135	63	198
R2 年度	5,040	3,630	80	1,640	2,000	12,390	101	58	159
R3 年度	4,900	5,370	80	2,600	3,010	15,960	180	40	220
R4 年度	4,960	4,880	90	2,250	2,440	14,620	79	0	79
R5 年度	4,530	3,030	80	1,700	2,090	11,430	92	0	92

オ 小型家電・古着回収

小型家電リサイクル法（平成 24 年法律第 57 号）が施行されたことに伴い、再資源化の促進やもやせないごみの減量のため、町では平成 26 年度から小型家電リサイクル回収を開始しました。さらに、平成 27 年度からは古着などの回収も併せて実施しております。令和元年度からは、リサイクル回収の利便性の向上のため、年 2 回の回収を雑がみ回収と同時に行い、日程についても収集日程表と併せてチラシを全戸配付するほか、広報や HP への掲載をするなど周知に努めております。

■表 3-14 小型家電・古着回収実績の推移（単位：kg）

項目 年次	小型家電	古着
H26 年度	640	—
H27 年度	444	600
H28 年度	393	600
H29 年度	383	190
H30 年度	992	310
R 元年度	1,035	1,460
R2 年度	785	—
R3 年度	1,781	2,510
R4 年度	1,683	2,550
R5 年度	1,638	1,720

3 評価と課題

(1) 収集運搬

ア 評価

家庭系ごみの収集運搬は、クリーンピア共立の「ごみ収集計画」に基づき、クリーンピア共立の委託業者により行われていますが、現行の収集回数及び収集方法で順調に収集運搬がなされています。

ごみ収集所の設置と管理は各町内会により行われています。町では平成 23 年 4 月から「ごみ収集所整備事業費補助金」を設け、ごみ袋の適切な収納施設の設置を支援しており、平成 29 年度からは、新設のみならず修繕についても補助金を交付するよう支援内容を拡充しました。

また、各区においてごみ収集所の管理やごみ分別指導を行う衛生指導員に対して毎年度研修を実施しています。令和 6 年度から、衛生指導員の負担軽減とごみステーションの維持管理に活用してもらうため、町の地域振興総合交付金の見直しを図り、各区に交付金を交付しました。

イ 課題

適正に分別されていないために、ごみ収集所に残されてしまうごみは依然としてあることから、分別に対する理解と協力が得られるように、一層の周知徹底と啓発強化に努める必要があります。

プラスチック類については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）」の施行に伴い、製品プラスチックの分別・収集・運搬について、クリーンピア共立及び構成市町とともに検討していく必要があります。

(2) 中間処理

ア 評価

もやせるごみはごみ焼却処理施設において、もやせないごみ及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設において適正に処理されています。

プラスチック製容器包装類は、平成２２年３月にリサイクルセンターが竣工したことにより同年４月から分別収集が開始されました。リサイクルセンターでは、資源物、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の分別処理や廃蛍光灯の破碎処理を行い、更なる再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図っています。

廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされています。

イ 課題

もやせるごみについては、令和４、５年度の組成割合によると紙類が４～５割を占めていることから、集団資源回収や雑がみ回収などにおける紙類の回収の推進が必要です。また、組成分析によると水分が５割程度を占めており、引き続き生ごみの水切りの徹底に関する普及啓発を図る必要があります。

今後も排出量の推移を見ながら、循環型社会形成に向けて再資源化の推進を図る必要があります。

また、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設は、稼動後約２９年が経過しているため、設備・装置の老朽化が進んでいることから、延命化工事及び維持補修等により適正な維持管理に努めていくことが重要で、次期施設整備までの維持管理について長期的に検討する必要があります。

(3) 最終処分

ア 評価

中間処理されたごみは、下釜最終処分場において埋立処理されます。令和５年度末現在で埋立率は７２．１％となっています。浸出水は浸出水処理施設及びし尿処理施設で適正に処理されています。

令和５年８月から、最終処分場の延命化を図るため、民間処分場の利活用を図っています。

イ 課題

最終処分場の延命化を図るため、引き続きごみの減量化とリサイクルの推進に取り組む必要があります。

また、現在の最終処分場の延命化を図る一方で、民間の最終処分場の効果的な利用を継続していく必要があります。

(4) 排出抑制のための方策

ア 評価

集団資源回収推進の取組みとして資源回収報奨金を支給しています。近年は、スーパーマーケットでの店頭回収も実施されていることや、新型コロナウイルス感染症の影響により集団資源回収による回収量は減少しています。

また、町で実施している小型家電及び古着のリサイクル回収については、回収量が増加傾向にあり、リサイクルが町民へ徐々に浸透してきていることがうかがえます。令和元年度より小型家電及び古着のリサイクル回収の日時を雑がみ回収に合わせ、さらに回収品目を拡大するなど町民の利便性向上に努めています。

イ 課題

もやせるごみの重量の多くを占める生ごみについて、現代では多くの食品ロスが問題になっています。生ごみ処理機の普及のほか、買いすぎないことや食べきりを意識し、食品ロスの削減に努める必要があります。集団資源回収については、今後、少子高齢化に伴い実施団体の減少が懸念されることから、回収の在り方について検討していく必要があります。また、回収機会が拡大してきている紙類のリサイクルについて広報に努め、再資源化の推進及びもやせるごみの排出量の削減につなげていく必要があります。

また、平成 26 年度から実施している小型家電リサイクルについては、町民が利用しやすいように回収方法や品目の選定などを検討し、再資源化の促進及びもやせないごみの排出量の削減に引き続き取り組む必要があります。

近年、1 人 1 日あたりの排出量が増加しているため、町民・事業者それぞれが排出抑制に取組み、ごみの減量を目指していく必要があります。

第4章 ごみ処理に関する基本計画

1 ごみ処理の基本方針

今日、経済活動の拡大によって、資源やエネルギーの大量消費を前提とした経済システムやライフスタイルを循環型社会に変えていくために、国では第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）において「循環共生型社会の形成」を重点的施策と位置づけ、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）においては、循環型社会づくりによる課題解決を目標に掲げております。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行され、より具体的な取り組みが求められています。

私たちの日常生活や事業所の産業活動における廃棄物の処理においては、生産・流通・消費の各段階で廃棄物処理に取組み、ごみの減量化とリサイクルを推進していく必要があります。

これまでにごみの減量対策を推進してきたこともあり、ごみの減量に一定の成果が見られますが、これまで以上に町民一人ひとりが、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図り、町民・地域、事業者、町が協働して環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を促進するために、ごみ発生抑制、再使用、リサイクルに積極的に取り組むことが重要となっています。

(1) 3Rの取組み

私たち一人ひとりが毎日の生活の中で、ごみになるものを減らす、長く使う

（Reduce：リデュース）、繰り返し使う（Reuse：リユース）、使ったものを再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の3Rの取組みを進めることが重要です。

(2) ごみの適正処理

3Rに取り組んだ後に発生したごみについては、環境への影響を考え適正に処理する必要があります。家庭や事業所から排出されたごみは、収集運搬され、中間処理を経て最終処分されます。その収集運搬から最終処分をクリーンピア共立で処理しています。中間処理において、収集されたごみをさらに分別し、再資源化を積極的に推進します。最終処分においては、環境保全対策を講じて、安全で適切な埋立てを行います。

(3) 循環型社会の構築・形成

豊かな社会として発展していくためには、天然資源の消費をできるだけ抑え、使い捨て製品使用の抑制や食品ロス削減によるごみの減量の取組みや再資源化、再生品利用による適正な循環利用と適正な処分のしくみの構築を進め、環境負荷の低い循環型社会の形成を推進していく必要があります。

2 ごみ排出量の予測

(1) 人口の予測

過去の人口推移は、平成 26 年度から令和 5 年度までの間に 2,640 人（13.5%）減少しています。目標年度である令和 16 年度の人口予測は 15,775 人とします。

なお、将来人口の算定については、「河北町人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂）による数値を参考に予測しています。

■表 4-1 人口の予測

項 目 年 次	処理区域人口
現 在 令和 5 年度（令和 6 年 3 月 31 日）	16,936 人
目 標 年 度 令和 16 年度	15,775 人

(2) ごみ排出量の予測

平成 6 年 4 月から資源ごみの分別収集を開始し、平成 7 年 7 月から指定袋による有料化、粗大ごみの戸別有料収集の実施、平成 9 年 11 月からペットボトル、平成 22 年 4 月からプラスチック製容器包装類を加えた分別収集を行っています。

ごみ分別の徹底、食品ロス削減の取組み、資源回収や雑がみ回収などによるリサイクルの促進が図られること、また、処理区域内人口の減少により、ごみ排出量は引き続き減少すると予測しています。

事業系ごみの排出量は、その時々を経済状況の影響を受け、増減を繰り返していますが、平成 26 年度と令和 5 年度を比較すると減少しております。

事業者が、ISO 等の環境保全のための認証システム取得や、事業活動の環境への負荷低減に取り組むことなどにより、ごみの減量化が図られると予測しています。

なお、将来の予測に際しては、経済状況の変化により排出量も変動しますが、将来人口の予測、「第 3 次雛とべに花の里環境基本計画」に基づくごみ減量化施策の効果を検討するとともに、クリーンピア共立での予測を参考に設定しました。

■表 4-2 ごみ総排出量の予測

(単位：t)

項 目 年 次	処理区域 人 口 (人)	家庭系ごみ量 (クリーンピア共立 委託業者搬入)	搬 入 ご み 量			ご み 総排出量	1人1日あたり排出量 (ごみ原単位) (g/人・日)
			収集運搬 許可業者 搬 入	自己搬入	合 計		
R 6 年度	16,831	2,973	1,100	792	1,892	4,865	792
R 7 年度	16,726	2,937	1,081	781	1,862	4,799	786
R 8 年度	16,621	2,900	1,062	770	1,832	4,732	780
R 9 年度	16,516	2,877	1,046	762	1,808	4,685	775
R10 年度	16,411	2,839	1,024	749	1,773	4,612	770
R11 年度	16,305	2,809	1,006	738	1,744	4,553	765
R12 年度	16,199	2,779	987	727	1,714	4,493	760
R13 年度	16,093	2,756	972	719	1,691	4,447	755
R14 年度	15,987	2,719	951	706	1,657	4,376	750
R15 年度	15,881	2,689	933	696	1,629	4,318	745
R16 年度	15,775	2,660	916	685	1,601	4,261	740

■表 4-3 家庭系ごみ量（クリーンピア共立委託業者搬入）の予測

(単位：t)

項 目 年 次	もやせる ご み	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ご み	粗大ごみ	計
R 6 年度	2,601	164	27	74	102	5	2,973
R 7 年度	2,569	162	27	74	100	5	2,937
R 8 年度	2,537	159	27	73	99	5	2,900
R 9 年度	2,518	158	26	72	98	5	2,877
R10 年度	2,485	156	26	71	97	4	2,839
R11 年度	2,459	154	26	70	96	4	2,809
R12 年度	2,432	153	25	70	95	4	2,779
R13 年度	2,412	152	25	69	94	4	2,756
R14 年度	2,379	150	25	68	93	4	2,719
R15 年度	2,353	148	25	67	92	4	2,689
R16 年度	2,328	146	24	67	91	4	2,660

■表 4-4 搬入ごみ量（一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入及び自己搬入）の予測（単位：t）

項 目 年 次	もやせる ご み	資源物	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装類	もやせない ご み	粗大ごみ	計
R 6 年度	1,655	104	17	48	65	3	1,892
R 7 年度	1,629	102	17	47	64	3	1,862
R 8 年度	1,604	100	17	46	62	3	1,832
R 9 年度	1,581	100	17	45	62	3	1,808
R10 年度	1,551	97	16	45	61	3	1,773
R11 年度	1,527	96	16	43	59	3	1,744
R12 年度	1,499	94	16	43	59	3	1,714
R13 年度	1,479	93	16	42	58	3	1,691
R14 年度	1,450	91	15	42	57	2	1,657
R15 年度	1,427	89	15	40	56	2	1,629
R16 年度	1,403	88	14	40	54	2	1,601

3 ごみ排出抑制のための方策に関する事項

ごみはできる限り排出を抑制し、不適正処理の防止や、環境への負荷の低減に配慮しながら循環的利用を行う必要があります。

ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、町民・地域、事業者及び町が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組みを図ることが重要です。

(1) 町民・地域の役割

ア 集団資源回収の促進

各町内会や子ども会などの団体において資源回収の実施・利用に努めます。集団資源回収において、新聞紙や段ボールと比較して回収量の少ない「雑がみ」の回収に取り組み、ごみの減量化に努めます。

イ 廃棄物の排出抑制

家庭から排出される生ごみを削減するため、買いすぎないことを心がけるほか、食べきりを意識する3010運動の実施、フードドライブ（家庭で余った食品を集め、フードバンク等へ寄附する活動）の活用により食品ロスの削減に取り組みます。商品の購入にあたっては、自ら買い物袋やマイバッグなどを持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いている商品などを選ぶことにより、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に取り組みます。

ウ 循環的利用の促進

家庭から排出される生ごみについては、堆肥化して使用するなど、循環的利用に取り組み、ごみとして出す場合はしっかり水切りを行います。また、不用品については安易にごみとして捨てず、フリーマーケットやリサイクルショップを活用します。

エ 使い捨て品の使用抑制、環境物品の使用促進

環境物品の使用促進のために再生品を使用します。使い捨て品の使用抑制のために、リターナブル容器を選び適切に返却するように努めます。また、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ない製品を選びます。

(2) 事業者の役割

ア 発生源における排出抑制

原材料の選択や製造工程の工夫などにより、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。また、建設リサイクル法（平成 12 年法律第 104 号）、食品リサイクル法（平成 12 年法律第 116 号）による廃棄物の再生利用に取り組みます。さらに、食べきりを意識した 3010 運動の実施や、フードドライブの活用により食品ロス削減を図ります。

イ 容器包装廃棄物の排出抑制

容器包装の利用にあたっては、簡易包装や量り売りなどの推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、リターナブル容器を用いることや、内容物の詰め替え方式を採用することなどにより容器包装の減量に積極的に努めます。

ウ 使い捨て品の使用抑制、環境物品等の使用促進

使い捨て品の使用を抑制し、再生品を使用するよう努め、環境への負荷の少ない製品を選びます。

(3) 町の役割

ア 再資源化の推進

資源回収報奨金を引き続き交付することにより、各団体で実施されている集団資源回収を推進します。雑がみ回収と小型家電リサイクル回収については引き続き広報啓発の強化に努め、回収量の増加と意識定着を図ります。

イ 廃棄物の排出抑制

容器包装廃棄物については、今後もさらなるマイバッグ持参の推進、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討し、町民・地域、事業者に対する普及啓発に努めます。

また、生ごみの排出抑制については、食品ロス削減啓発のための広報・周知に努めるとともに、フードドライブを実施します。

ウ 普及啓発の充実・情報の提供

町民・地域に対し、雑がみ回収や小型家電リサイクル回収の利用、生ごみの水切りの推進及びごみ収集における適正な分別について、啓発や情報提供を行います。また、広報紙、ポスター、映像教材などによる啓発、施設見学や研修会の実施による啓発により意識の高揚を図ります。

エ 使い捨て品の使用抑制、環境に配慮した物品の使用促進

町も事業者のひとつとして使い捨て品の使用を抑制し、再生品を使用するよう努め、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。また、町民・地域、事業者に対して環境に配慮した物品の使用を呼びかけます。

オ 事業者への啓発

事業者に対し、ごみの分別、適正処理、循環型社会への取り組みについて啓発していきます。

カ 河北町衛生組合協議会活動の充実

ごみの減量や分別についての啓発運動や衛生指導員研修などにより河北町衛生組合協議会活動の充実を図ります。

キ 再使用の推進

フリーマーケットやリサイクルショップ等を積極的に活用してもらうなど、ものの再使用を図り、ものを大切に使う取組みを推進します。

古着などについては古着リサイクル回収を実施し、資源の再使用を推進します。

4 分別して収集するごみの種類及び分別の区分

家庭系ごみの分別区分については、現行の区分による分別を継続するものとします。「ごみの分け方ハンドブック」や「河北町公式LINE ごみの捨て方検索」機能により、町民に適正分別、適正処理を促します。

■表 4-5 家庭系ごみ分別区分

分 別 区 分	種 類
もやせるごみ	台所等からの生ごみ
	ぬいぐるみ・布類
	紙類・紙おむつ・生理用品
	皮革・ゴム製品類
	枝・葉・草類
廃食用油	使用済み食用油
資源物	ビン類
	カン類
ペットボトル	飲料用・調味料用・酒類などのペットボトル
プラスチック製容器包装類	容器類（プラマークがついているもの）
	包装類（プラマークがついているもの）
	緩衝材
もやせないごみ	プラスチック類（プラマークがついていないもの）
	せともの・ガラスくず類
	玩具・小型家電製品類
	金属類
廃蛍光管	使用済み蛍光管
廃乾電池・水銀入り体温計	使用済み乾電池
	水銀入り体温計・血圧計
粗大ごみ	家電製品類（リサイクル対象品目を除く）
	家具・寝具類
	自転車・その他

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみは、収集方法を収集所指定（ステーション）方式とし、表 4-5 に示す区分により分別し、各町内会が設置するごみ収集所に排出します。排出されたごみはクリーンピア共立の委託業者が収集運搬します。

イ 事業系ごみ

事業活動から生じるごみについて、廃棄物処理法第 3 条第 1 項により「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。事業系ごみは、もやせるごみ、資源物、ペットボトルに分別し、事業者が直接クリーンピア共立へ搬入するか、町が収集運搬の許可を与えている業者へ収集運搬の依頼をするものとします。

(2) 中間処理

中間処理はクリーンピア共立が行います。

もやせるごみは焼却処理します。資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類については、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）に基づき分別収集しており、再資源化を図っています。

もやせないごみ及び粗大ごみは破碎して、有価物、可燃物、不燃物に分け、有価物の再資源化を図ります。今後ともこれまで同様の中間処理を継続し、出来る限り有価物の再資源化を図ります。

また、廃食用油は民間業者へ売却し、工業用油脂などにリサイクルされます。

水銀入り体温計や廃乾電池の水銀及び廃蛍光管の水銀ガスは、有毒性があるためクリーンピア共立では処理できません。これらのものはクリーンピア共立で収集した後、処理処分業者に処理を委託します。

(3) 最終処分

ごみの最終処分は、クリーンピア共立の下釜最終処分場に焼却残さと陶器やガラス等の残さを埋め立てます。浸出水は下釜浸出水処理施設からし尿処理施設を通じて下水道投入します。また、民間の最終処分場の利活用も図っていきます。

(4) クリーンピア共立で受け入れしないもの

廃棄物処理法第 2 条第 3 項で規定されている特別管理一般廃棄物のほか、クリーンピア共立で受け入れしないものの取扱いは次のとおりとします。

ア 感染性のある在宅医療廃棄物

在宅で点滴の処置を受ける場合の注射針等、感染性のある在宅医療廃棄物は、原則、排出者が医療機関に返却し、耐貫通性の容器に入れて直接搬入する場合のみ受け入れします。感染性のない在宅医療廃棄物はもやせるごみとして排出します。

イ 適正処理困難物、家電リサイクル法・資源有効利用促進法対象品目

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、適正処理困難物として廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機、廃電気冷蔵庫、廃スプリングマットレスが指定されています。このうち、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像機及び廃電気冷蔵庫は受け入れをしません。

廃ゴムタイヤについては、排出者が販売業者や専門業者に処理を依頼します。

廃テレビ受像機と廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法の対象品目でもありますので、エアコン、洗濯機と同様家電販売店等に引き取られ、メーカーによりリサイクルされます。

パソコン、二輪車、原動機付自転車は資源有効利用促進法（平成3年法律第48号）に基づきメーカーが回収しリサイクルされます。

ウ その他

農業関係の廃棄物は受け入れませんが、河北町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会が、農業用廃プラスチック類について自主回収の取組みを行っています。

6 ごみの処理施設等の整備に関する事項

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターについても効率的に処理を行っており、今後とも適正な運用と施設の維持管理を図っていきます。

下釜最終処分場の埋立率は、令和5年度末現在で72.1%となっています。できる限り民間施設の活用なども図りながら施設の延命化を目指し、ごみの減量化及び再資源化を推進します。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可業者数は、収集運搬業が17業者、処分業が1業者の計18業者（令和6年9月1日現在）です。

一般廃棄物収集運搬業の許可をするにあたっては、現在の許可業者数とその収集能力や事業系ごみの排出量の推移を見極めながら、需要に見合った適正な業者数の確保に努める必要があります。そのため、収集の施設、能力の許可基準適合及び収集実績を十分検討するとともに、本町全体の収集状況を勘案し、許可するものとします。また、収集運搬の許可を得た事業者については、クリーンピア共立の分別基準を遵守し、町の指導に従うものとします。

一般廃棄物処分業については、現在、クリーンピア共立で受け入れしていない木くずの処分について許可していますが、需要及び安全性を考慮し許可するものとします。

(2) 他市町村との協議

クリーンピア共立で処理し難い物を他市町村で処理する場合には、処理可能な処理施設を有する市町村のごみ処理基本計画との調和を保つため、事前協議を行い処理します。

(3) 散乱ごみ・不法投棄対策

不法投棄の解消に向けて積極的に散乱ごみの回収や啓発活動を行っており、今後も引き続き実施していきます。また、河北町衛生組合協議会や地域住民による監視強化と通報体制の充実を図ります。